

# 子どもの居場所づくり事業の取組みについて

## 1 子どもの居場所について

子どもの居場所には、法令上の定義はないが、「家でも学校でもなく子どもが居場所と思えるような場所」のこと。（内閣府）

**第三の居場所（サードプレイス）**  
 自宅（ファーストプレイス）や職場・学校（セカンドプレイス）ではない、一個人としてくつろぐことができる第三の居場所。  
 米国の社会学者レイ・オルデンバーグが、1989年に自著『The Great Good Place』で提唱した。

### ①子どもの居場所の事例

子ども食堂	食事の提供
学習支援	学習習慣の定着、基礎的な学力向上等のための自主学習の支援
遊び場の提供	自由に遊び、くつろぐことができる場の提供
その他	子ども同士または地域住民との交流を行う場の提供

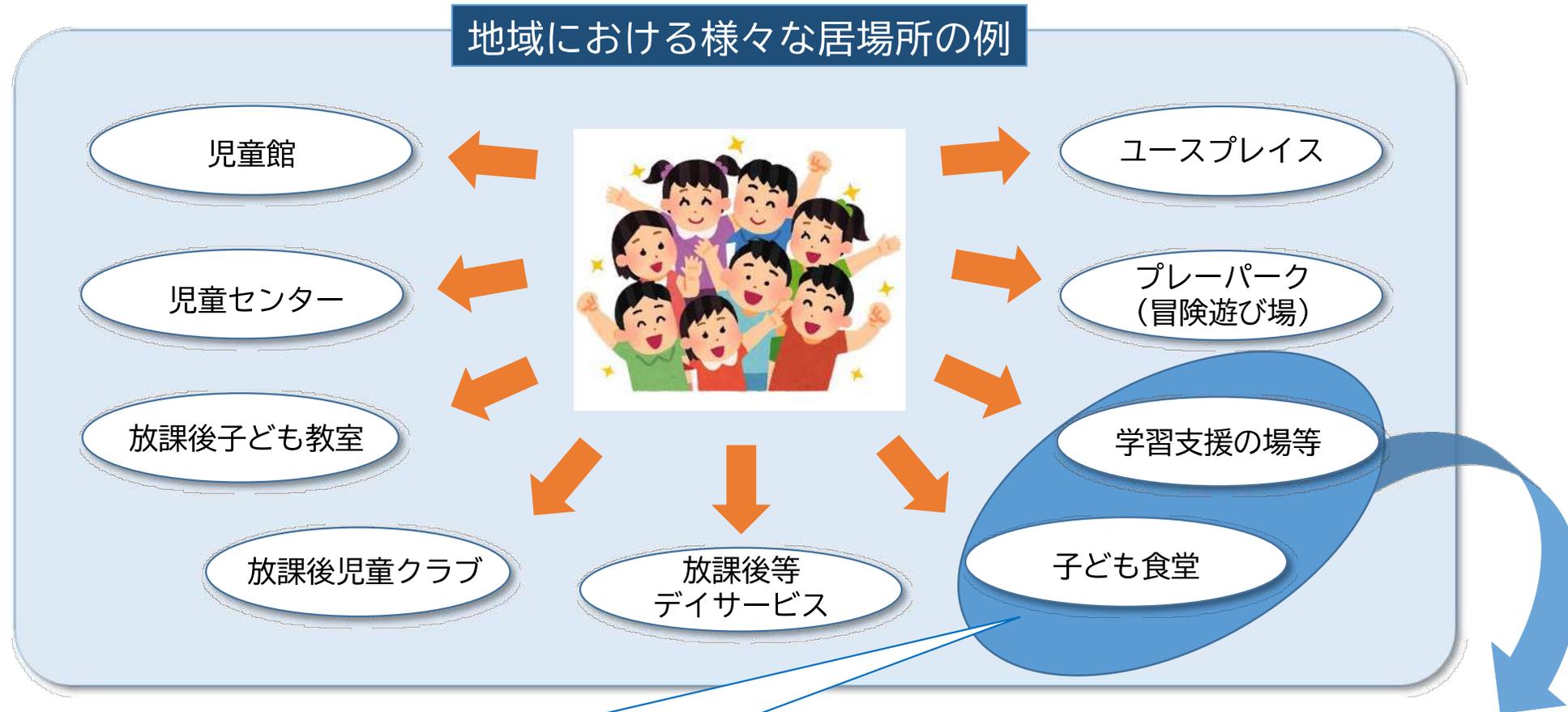
### ②子どもの居場所の役割

子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる場所</li> <li>・遊び、体験</li> <li>・食事ができる、孤食防止、食育</li> <li>・多様な学び（人、交流、生活習慣、価値観、職業観、将来の目標）</li> <li>・悩みや不安の共有</li> <li>・相談や情報提供</li> <li>・ロールモデルとの出会い</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立の解消</li> <li>・食品の支援</li> <li>・悩みや不安の共有</li> <li>・相談や情報提供</li> <li>・休憩</li> <li>・子育て支援</li> <li>・保護者同士のコミュニケーション</li> </ul>
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり</li> <li>・コミュニティ拠点</li> <li>・子どもたちの見守り</li> <li>・シニアのいきがづくり</li> <li>・多世代交流</li> <li>・社会参加の場</li> <li>・市民活動の活性化</li> </ul>

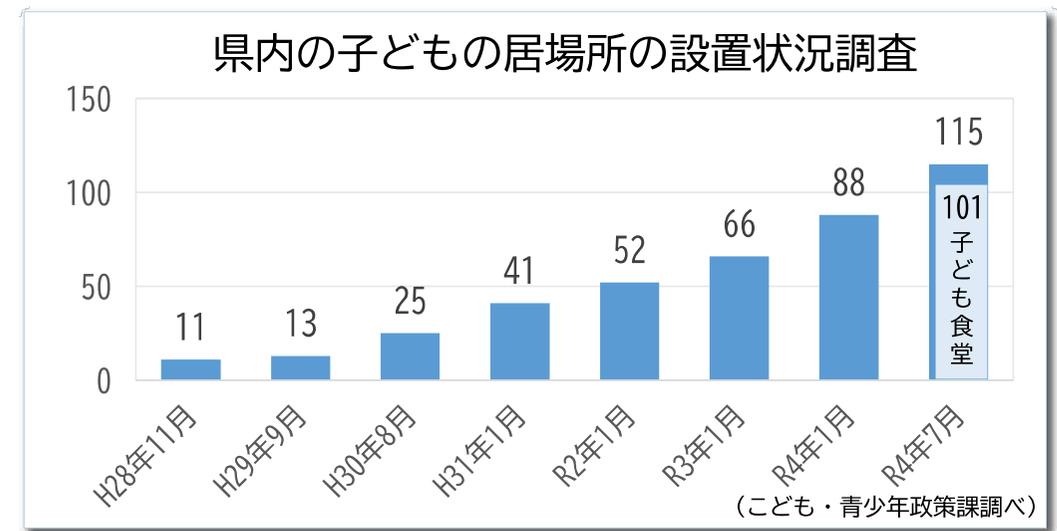
（出典：埼玉県子どもの居場所づくりスタートブック）

# 子どもの居場所づくり事業の取組みについて

## 2 子どもの居場所づくり施策（福島県）



こども・青少年政策課で支援している居場所  
〔支援策〕  
○子どもの居場所づくり支援事業  
○団体や企業との連携  
⇒民間との協働により子どもの居場所の充実を図る



# 子どもの居場所づくり事業の取組みについて

## 3 子どもの居場所づくり支援事業

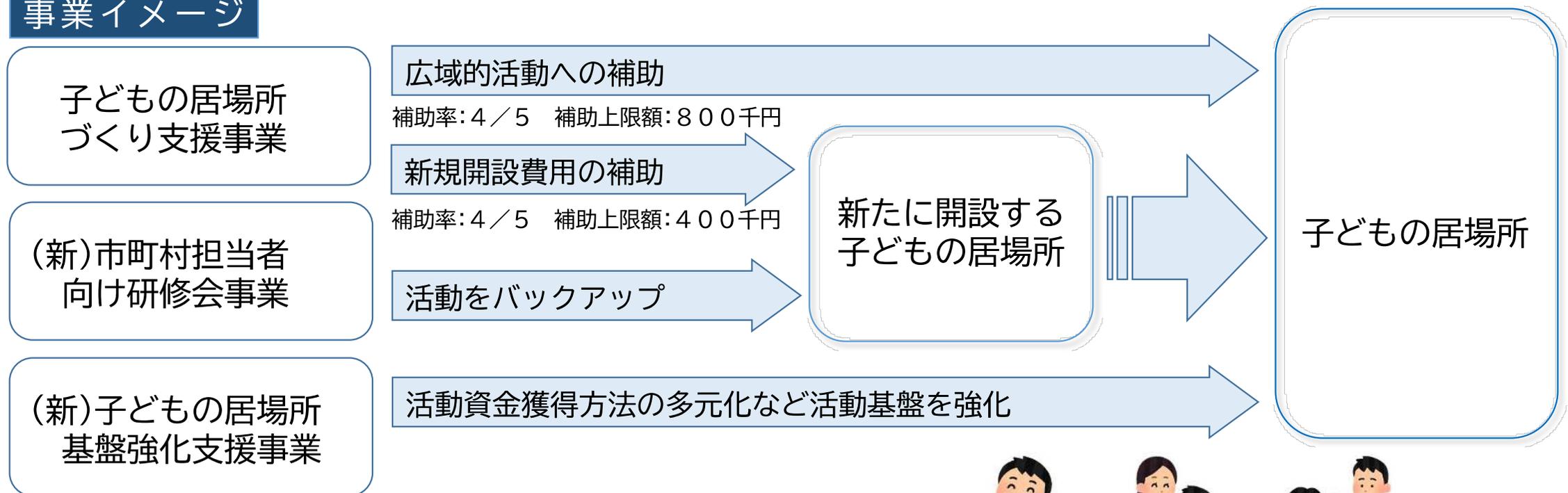
### 事業概要

【背景】地域の大人との交流や食事づくり、学習活動などの支援を通じ、子どもたちの生活状況を把握することができ、支援が必要な子どもやその家族を市町村や支援機関へとつなぐ役割が期待されている。

【目的】子どもの居場所の新規開設や活動基盤の強化を支援し、支援が必要な子どもやその家族を地域で見守る体制を確立する。

【事業概要】子どもの居場所新規開設費用の補助、活動基盤強化への支援、市町村担当者向け研修会の開催

### 事業イメージ



### 事業の効果

- ・子どもの居場所の空白地域の解消、充足率の向上によって、子どもたちの居場所へのアクセスが容易になる
- ・子どもたちの居場所の活動基盤が強化されることによって、継続的に子どもたちを地域で見守る体制が確立される